

福祉社会とワークライフバランス

李 義 昭

To take advantage of the imagination and ability of women to create the gender diversity in the workforce with different insights and viewpoints can contribute to the solution of various problems of society. Men's participation in housework is an indication of the gender role change from the tradition. And an another choice men can make to enjoy the housework is to engage in childcare.

We should note the following three points:

- ① Pay women according to their career and ability, to contribute to the industrial society, to receive a legitimate economic consideration.
- ② Men's participation in housework and childcare should be their right. They should not be subject to unfavorable treatment from industrial society, and to be discriminated culturally from the society.
- ③ Society and culture does not overly emphasize the "likeness" and "role", each person recognized the diversity, independence (autonomy).

Key word: Welfare Society, Work-Life Balance, Gender

キーワード：福祉社会, ワークライフバランス, ジェンダー

はじめに

近年いわれるワークライフバランスのあるべき姿を考えるために、産業社会が形成される中で、女性が低く評価される様を見てきた。産業社会において、本来は同一労働に対して同一賃金が予定されているが、産業社会は家族が自給するための作物を交換価値ある生産物と変化させたと同時に、産業的分業化から賃金労働とシャドー・ワークとに分離・分割が行われた。ここに女性に家庭的役割と社会的役割が求められる一方で、産業社会における女性への低い評価が生み出されるのである。以降、女性である・若年であるという事をもとに、同一価値を生みだしている女性の産業社会における貢献は、男性よりも低く評価されるのである。

労働力不足という社会的状況の変化は、「女性力」の活用、すなわち、女性の力や能力を生かすことは、女性のキャリアアップと合わせ企業業績アップや社会、ひいては国家の繁栄に資する。さらに、女性の発想力は、男性を中心とする産業社会の企業活動、行政、地域社会等の現場に男女の多様な視点や創意工夫をもたらし、産業社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くする。しかし、一方で、女性の産業社会への参加は進んでおらず、女性の産業社会への貢献も正當に評価されていない。

学校教育における「家庭科」の存在は、家事や育児に抵抗のない世代の男性、いわゆる、カジメンやイクメンを作り出しており、女性が社会に出て働き、働きながら子どもを産み育てることに、カジメン・イクメンの存在は不可欠であり、こうした意味で家庭科教育の果たす役割は大きかったといえる。若い男性にとって、家事や育児への参加は、協力という形で家庭での役割を果たすことではなく、自立した人として自らの食を用意し、自らの子を育てる行為としての家庭における役割を果たすという意味に意識の上では変化してきている。しかし、一方で、産業社会はまだまだ男性中

心であり、制度や慣行が男性中心に構築されているのである。

第1章 男と女

1 ジェンダー

「およそ産業社会と名のつくもので女性が男性と経済的に平等であるような社会があるとはとうてい考えられない。経済的に測定されるすべてのものについて、女性は男性より少ないものを手にしているのである。」¹⁾ すなはち、およそ我々の社会では男性と女性の間において、常に格差があり、特に近年に形成されてきた産業社会では、女性は男性と比べて経済的に劣位にあると評価されていると考えられる。「産業社会が存在するためには、単一の性の前提が押しつけられねばならない。男性も女性もともに同じ労働=仕事ができるようにつくられており、同じ実在知覚をもち、些細な外見上の違いはあっても、ニーズは同じであるというのが、この前提である。」²⁾ 産業社会は、同一労働・同一賃金といわれるように、構造的に同一の成果に対して、同一の評価を与えるものである。このような前提のもとで産業社会は成立していると言える。「役割とは社会学が社会的秩序をその構成員である個人の特徴的な行動に結びつける概念である。役割は、人がジェンダー不在の概念によって分析されるような複数者の一部となる工夫といえる。さらにまた、社会科学の一つの範疇としての役割を使用することは、議論にジェンダーを導入する可能性を排除することになる。ジェンダーとは、役割を演ずる個人というよりは、はるかに深い何者かにほかならぬ二人の人間の相に関連させるものだ。社会学は役割という概念を演劇から借りた。」³⁾ 役割は本来、その個人に属する社会的に特徴ある行動に関

1) ヴァン・イリノイ 玉野井芳郎訳「ジェンダー」 岩波書店 2005年 p3

2) 同書 p9

3) 同書 p178

わる概念である。しかし、我々の社会は、いかにも男性である女性であるという些細な外見上の違いによって、人間社会や産業社会において、男性と女性に社会的に特徴ある行動である役割に違いがあるように考えてしまっている。「結婚生活という形で結合した夫婦のカップルは、その長期にわたるジェンダーの崩壊によって、産業的分極化から、賃金労働とシャドー・ワークとに分離・分割されている。」⁴⁾ 長年培ってきた、家庭内での本来的な役割の違いが、産業社会の形成にしたがって、いわゆる社会的役割として、男性は賃金労働、女性はシャドー・ワークという風に分けられてきた。いわゆる、「男は社会で働き、女は家庭を守る」である。「大部分の家族が、自家生産の形式から、果樹の換金作物へと切り替わることを余儀なくされていた。プランヤリソゴの果樹園は、大規模生産の砂糖ピートと一緒にあって、多様な農場と家庭菜園にとってかわった。しかも、この変化は一世代のうちに起ったのだ。女たちは突然、男たちといっしょに男の仕事に加わらねばならなかった。それまでは菜園で育てていたものを、いま買い求めるに十分な家族のための所得を稼ぐ必要が生じたからである。彼女たちは、家の台所でも、より多く働かねばならなかった。」⁵⁾ 産業社会が形成されるにつれて、子供たちや家族が自給するために作られていた作物が、産業社会の交換価値ある生産物である作物へと変化していったのである。それと同時に、女性には男性も女性もともに同じ労働＝仕事ができるように作られている、産業社会への参加という新たな、いわゆる役割が生まれたのである。すなわち、本来的役割が、いわゆる役割へとすり変えられ、女性に家庭的役割と社会的役割が求められるようになったのである。

「大規模経営を営む豪農では、労働力の配分を管理する必要から、農作業の各段階にわたって詳細に記帳され、男女による労働の分担の様相も知ることができるのである。これによると男性は、農作業全般にかかわってい

4) 同書 p382

5) 同書 p386

るが、とくに水田の耕起作業、代掻き、肥料運搬など田植えの下準備で筋肉労働を主体とする農作業に従事していることが分かる。これに対して女性は機織りなどの衣料生産と食事の準備、育児のほか家事労働の大半を担っている。ただし、小規模農家では、限られた家族労働力の条件のなかで農作業を行わねばならず、必ずしも性別分担にとられることはなかったであろう。主として女性が携わる労働としては、衣料生産（養蚕、機織り、縫製）が知られている。農家において農間余業として行われて自家用のための生産は女性の仕事であったし、商品生産される場合にも、京都の高級絹織物の製織技術など男性に独占されたケースを別とすれば、多くの機織り労働者は女性が占めていた。」⁶⁾ 男性が肉体労働を主体とする農作業に従事し、女性が家事労働の大半を担うように、男性と女性における役割の違いは、肉体的資質に依存していることが多い。産業社会の進展は、この役割の違いを、交換価値ある生産物の生産に従事している男性の役割に多くの評価を与え、交換価値として評価されにくい家事労働の大半を担っている女性の役割を低く見たのである。すなわち、社会的役割において男性は高く、女性は低く評価されているのである。「19世紀末、日本での主要な輸出商品にかかわる主要な労働者は主に女性だった。女性労働者の多さは日露戦争前、1902年（明治35年）の調査でも、10人以上の労働力を用い、動力を使用する規模の工場で総数3万3,000人、職工28万2,000人、うち9割を女性が占める繊維業などの女性労働者を18万2,000人とする。調査の対象とされた「職工」においては、本土の農漁村出身の若年女性が圧倒的な数を占めた。……「妙齢の女子が遠く故郷を離れ団欒の楽を失い父兄の監督を脱し乾燥無味の工場生活」の結果、「自己の意志を制することも外部の誘惑に抵抗することもほとんど得て望むべからず」とする、国民化と女性の位置付けの延長にある。「女工」は「成年男子に比せはその資質、健

6) 大口勇次郎ほか「ジェンダー史」山川出版社 2014年 p170

康上影響を受け易きのみならず……自己の意思を遂行する力に乏しく、男工と同一視すること能わざる」とされる。……「女工」の酷使は産む性としての女性身体の「磨滅」であり、「人種といふものか大変弱くなって仕舞って国民の発達を妨害」、「日本の大事な工業の原動力たる工業の人種が弱」になると、女が労働力であることを疑問視する」⁷⁾ さらに、産業社会化が進むにつれて、産業社会を支えているのが圧倒的に若年の女性であり、交換価値を持つ生産品を作りだしていたにもかかわらず、女性である・若年であるという事をもとに、同一価値を生みだしている女性の産業社会における、いわゆる役割は、男性よりも低く評価されるのである。また進んで、女性としての人としての特性、産む性であるという役割までもが、産業社会における評価のマイナス要因として語られるようになるのである。「農村の階層分解が、農家の副業の在り方を変え、女性たちが都市の工場へ押し出される流れがよくわかる。かつての木綿の機織り技術は小作農家女性の衣生活を支え、資格の役割を果たし、農村の女兒は機織りの熟練を、成人女性の太物の行商にも携わった。ところが安い木綿の流入は女性たちを消費者にする一方、手織り習得の機会を奪った。村の女兒たちは「女工」行きを「手に織」の機会とせざるをえない。在村の女兒と農家の主婦は、蚕の世話や桑畑を管理するが、出荷する繭や製品となる生糸・絹織物は人々の生活から遠い。」⁸⁾ 同じ交換価値ある生産品の生産に携わっていても、家事労働に近い役割に対する評価は、産業社会を支えていると見える工場労働への役割評価より低く見られるようになる。「職場の花という言葉や、1962年（昭和37年）に巷をにぎわせた「女子大生亡国論」には、職業に対する明確な目的やプロ意識をもたずに職場を「腰かけ」の小遣い稼ぎかせいぜい世間を知る社会勉強としか考えない女性労働者たち、また学問と真摯に向きあう気もなく教養を身につける花嫁修業の一環としてキャンパ

7) 同書 pp327～328

8) 同書 p329

スにやってくる女子学生たちに対して、その意識の低さを問題にする世間の風潮があらわれている。しかし、その背景には、女性労働力を安価な補助労働としてのみ必要とする日本経済の二重構造、女性には学問は必要ないという根強い男尊女卑思想が歴然と存在し、ひとたび女性たちが高い意識と意欲を持って進学や就職を望んだとしても、それはすぐに強固な「ガラスの天井」に阻まれることになる、という事情があった。女性は短大でもでて二、三年会社勤めをして嫁に行けばよい、良き妻・良き母であるためにこそ大学や職場の「経験」が必要なのだ、という考え方が、一般的な価値観を代表していた。高等教育や職業生活も、「女性の幸福の神話」にたくみに組み込まれていたのである。⁹⁾ 産業社会における女性のいわゆる役割への評価は、社会構造的なものになり、女性という性であるがゆえに、男性よりも低く評価されるようになる。本来、同一の成果に対して、同一の評価を与えるものである産業社会においてである。「1988年（昭和63年）、作家の林真理子が「文藝春秋」誌上（5月号）に発表した論考を頂点に、アグネス＝チャンの「子連れ出勤」をめぐる論争が沸騰し社会現象になった。この論争は「子連れ出勤・是非・論争」、「子どもは一歳半になるまで母親の手で育てなければならない」という信念に基づいて、仕事場に子どもをつれていき「職場に託児所を」と訴えるアグネス＝チャンに対して「子どもを連れて職場へ行くことは、恵まれた女性にだけに許される甘えである」と「働く大人の女」の厳しさを訴える林真理子の対比として知られる。……しかし、この対立はきわめて表層的なものにすぎない。深層では、むしろ逆である。アグネスの言動は男性優位社会の構造を前提とした、そこから一步も逸脱することのないものであり、林の論考にこそそうした構造を根底から問うようなフェミニズム的な要素をみいだすことができるのである。フェミニズムの正論は、「子連れ出勤」を男性社会の価値

9) 同書 pp405～406

観やルールにあえて従わないことで、女性の働く権利を主張する革新的な思想・運動だと評価する。それは、支配する男性／支配される女性という単純な二項対立図式を前提とし女性全体が男性社会の権力構造から排除されていて、女性たちの利害は一致している、と考える。……一方、林の論考は「差別の二重化」という現象への鋭い洞察がある。現代社会では女性への差別——女性を感じる不平等感——は二重化されている。……アグネス論争は、女性が一枚岩の主体として男性社会と対峙するという図式では、現代日本社会がかかえるジェンダーの問題を解き明かすことはできない。差別の二重化、女性間の差異や対立、緊張感が、男性／女性という一面的な利害・対立関係よりも、もっと切実な苦しみや痛みとして女性たちをとらえている。こればジェンダー史における現代的なものの現れにほかならない。」¹⁰⁾ この論争は、女性または男性の人間社会における、本来的な役割と産業社会における、いわゆる役割について、意図的である、あるいは、それに気付かないは別として、男性の役割・女性の役割を考える上で大きな視点であるものと思われる。

2 女の労働参加

「女子力」という表現は書籍や雑誌などでよく目にするが、これは一般的には女性のメイク、ファッション、センスに対するモチベーションやレベルなどを指す言葉である。しかし、この中には下着力説（女性の品格は目に見えるところだけでなく、下着などの見えないところにも美を追求しようという視点）、仕事力説（可愛いだけではなく、仕事をそつなくこなす賢い女性になろうという視点）、心の力説（外面だけではなく、内面も磨こうという視点）などの概念も含まれる。「女子力」と比べると、「女性力」という言葉はあまり浸透していないように思う。「女子力」が女性特有の力

10) 同書 pp425～427

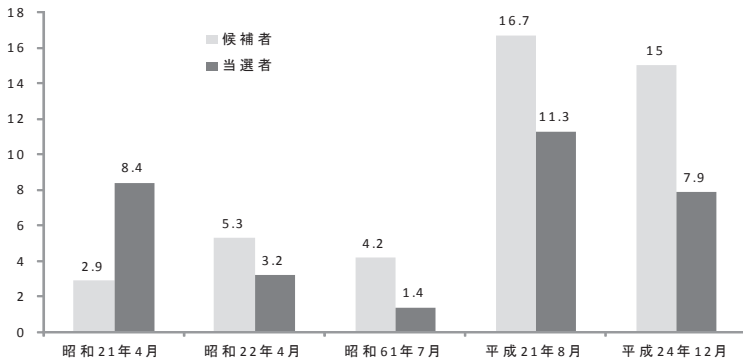
に焦点を置いているのに対して、「女性力」はもっと広義に解釈して「女性が持つ能力」と定義できるのではないだろうか。女性が持つ能力とは、女性に特化した生物的な能力も含むが、キャリア形成においては男性が持つ能力と同じ場合もありえるだろう。そこで本報告では女性が能力を発揮することにより、自身のキャリア形成につながり、企業などでは経営業績がアップするという2重の効果があると考え、女性が自分の力を発揮できて、それがキャリア形成につながる職場環境とは募集、採用、配置から昇進、教育訓練、福利厚生に至るまでジェンダーセンシティブなアプローチを取っている場であり、また、経営者・労働者双方が「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といった固定的性別役割分担意識からフリーであることも重要である。しかし、現実を目を向けると日本では、女性の能力が未だ十分に活用されていない場合が多い。」¹¹⁾女性の力や能力を生かすことは、女性のキャリアアップと合わせ企業業績アップや社会、ひいては国家の繁栄に資するという主張である。それは、本来的な女という性・役割を含めてである。しかし、現実はそのようにはなっていない。

「平成23年4月現在の国会議員に占める女性の割合は、衆議院10.9%、参議院18.2%であり、女性は圧倒的に少数派である。同じアジアの国々でも、韓国の女性議員の割合は32.8%、シンガポールでは23.4%であり、日本と比較すると女性の政界進出の割合は高い。国家公務員の管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、平成20年度で2.2%となお低水準を保っている。なお、採用者に占める女性の割合は着実に増加し、I種試験等事務系区分は平成22年度には25.7%と上昇している。さらに国の審議会等における女性委員の割合も着実に増加しており、平成22年では33.8%。女性の専門委員等の割合は17.3%であった。これらの数値からわかることは、国の審議会等における女性の活躍はある程度上昇傾向にあるもの

11) 石井クンツ昌子「グローバル化するアジアの女性のキャリア形成と大学の役割」青山学院大学国際交流共同研究センター 2013年 pp43～44

の、国のトップレベルでの政策・方針決定過程においての女性の参画は未だ非常に低い水準であるということだ。」¹²⁾ 民意を代表すべき国政選挙における、国会議員の選挙候補者と当選者の女性の割合は、私たち社会の現実を如実に表していると言える。

さらには、「地方議会における女性議員の割合はおおむね横ばいであり、最も高い特別区議会では24.6%となっている。地方公務員管理職に占める女性の割合はおおむね増加傾向にあるがなお低く、平成22年では都道府県6.0%、政令指定都市9.1%、市区9.8%、町村9.6%であった。しかし、地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は着実に増加しており、平成22年では都道府県33.9%、政令指定都市32.4%、市区27.1%、町村23.2%である。よって、管理職に就く女性地方公務員は未だ少ないが、地方公共団体の審議会においては、女性の活躍が徐々に増加している。しかし、注目すべきは、地方公共団体においても、女性委員や女性の管理職の割合は未だ半数以下であるということだろう。」¹³⁾ 地方においても、日々の



平成26年版男女共同参画白書より作成

図1 衆議院議員総選挙候補者と当選者に占める女性の割合 (%)

12) 同書 p44

13) 同書 p45

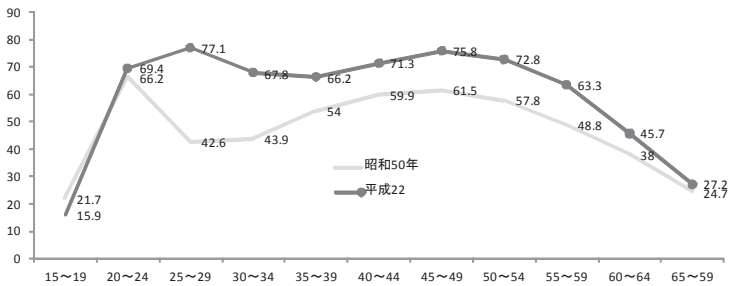
生活に関係する民意を代表すべき地方議会の女性議員の割合が3割以下であり、人々の日常生活にかかわりの深い地方行政の女性管理職も1割に満たない状況である。「他の分野における女性の参画を見てみると、司法分野における女性の割合は着実に増加してきてはいるが、女性裁判官は16.5%、検察官は13.6%、弁護士は16.3%と低く、女性力が活用されていると言いはない。新聞、放送業界においては、女性の参画は徐々に進展しているという報告もある。また、雇用形態別の役員を除いた雇用者の構成割合を見ると、男性の81.1%は正規職員・従業員であるが、女性は46.2%と男女差が如実に表れている。管理職に占める女性の割合は、民間企業の部長相当で見ると平成元年の1.3%から平成22年の4.2%と上昇はしているものの、未だ1割に満たない現状がある。」¹⁴⁾ 司法界における女性の割合は2割を満たしていない、1割5分前後の状態である。また、民間企業においても、管理職にある女性は100人中で5人に満たない。「総務省「労働力調査（基本集計）」（平成22年）によると、労働力人口は平均6,590万人で、前年に比べ27万人減少し、3年連続の減少となった。男女別に見ると、男性が3,822万人（前年比25万人減）で3年連続の減少となり、女性は2,768万人（前年比3万人減）で2年ぶりの減少となった。昭和50年以降で見ると、労働力人口に女性が占める割合は昭和63年に4割を超え、平成22年は42.0%となっている。労働力人口比率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合。以下「労働力率」）を見ると、平成22年平均は59.6%で前年比0.3ポイント低下し、3年連続の低下となった。男女別の労働力率では、女性は48.5%と前年と同率になった。男性は71.6%で前年比0.4ポイント低下し、13年連続の低下となった。これらの数値を見ると、男女ともに労働率は低下傾向にあるものの、女性の方がまだ低いとは言え、安定した労働力を保っていることがわかる。」¹⁵⁾ 以上のような状況の中でも、女

14) 同書 p45

15) 同書 p47

性の社会進出は確実に進んでおり、産業社会での労働力としての役割を良くになっており安定的である。

「女性の年齢階級別労働力率について、昭和50年からほぼ10年ごとの変化を見ると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している。」¹⁶⁾ 結婚・出産による、本来の女性の役割による、産業社会からの退出は近年かなり少なくなってきているのであるが、まだ、そのような、いわゆる役割による退出への影響がなくなってしまうわけではないと言える。



「グローバル化するアジアの女性のキャリア形成と大学の役割」 p 47 より作成

図2 女性の年齢階級別労働力率 (%)

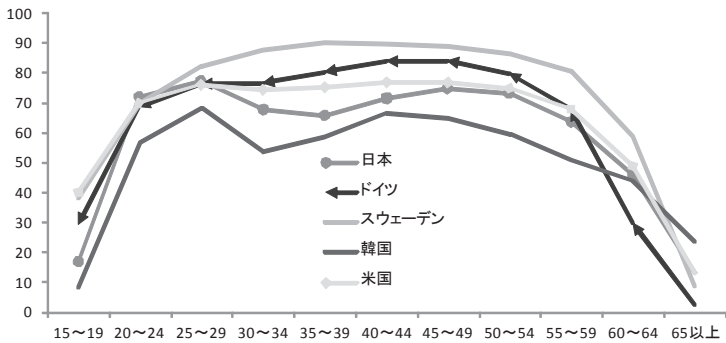
「わが国の女性の25～54歳の就業率を他のOECD諸国と比較すると、30か国中22位である。また、女性労働力率のM字カーブは欧米諸国では見られないが、日本と韓国では未だ存在する。」¹⁷⁾ これは、産業社会の影響なのか、東洋的特徴であるのか、または、これからの日本も女性の社会進出が進み、欧米諸国のようなM字カーブを描くようになるのであろうか。

16) 同書 p47

17) 同書 p47

「男性の給与額を 100 として女性の給与額を見ると、一般労働者では 69.3 %であり、その内、正社員・正職員では 72.1%であった。この格差の要因としては、職階と勤続年数があげられる。つまり、給与のジェンダーギャップは管理職に就いている女性が少ないこと、出産・育児により退職し、子どもがある程度の年齢に達してから再就職をする女性が多いために、その結果、勤続年数が短いことなどが男女間の給与格差を引き起こしていると考えられる。」¹⁸⁾ 女性は子供を産む性であり、子供を育てる性である、本来的な女性の役割が、産業社会におけるいわゆる役割と混同され、女性の評価に影響を与え、女性の評価の低さのあらわれているといえる。

「文部科学省の「学校基本調査」によると、平成 22 年度の高等学校等への進学率は、女子 96.5%、男子 96.1%と、若干女子の方が高くなっている。大学（学部）への進学率を見ると、男子 56.4%、女子 45.2%と男子の方が 10 ポイント以上高い。しかし女子は、全体の 10.8%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学

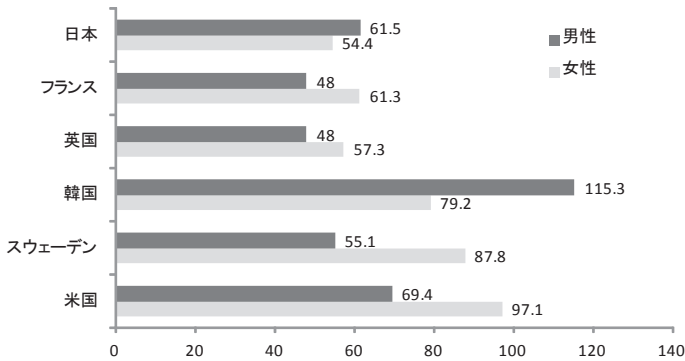


「グローバル化するアジアの女性のキャリア形成と大学の役割」 p48 より作成

図3 OECD 諸国との比較 (%)

18) 同書 p48

等進学率は56.0%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに、減少し続けている。なお、大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成22年度では男性17.4%、女性7.1%となっている。また、専攻分野別に見ると、女子学生は人文科学系が多く、男子学生は理学・工学系が多い。」¹⁹⁾ 教育場面における女性の社会進出は、以前のような「大学へ進学させるなら男子、男子は4大、女子は短大」的時代ではなくなって来ている。近年の女性の壁は、産業社会の構造の中にある。「わが国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている。また、韓国を除き、他の国では、男性より女性の在学率が高いが、日本では逆に女性の在学率が男性と比較して低いという状況にある。」²⁰⁾ これもまた、産業社会の影響なのか、東洋の特徴であるのか、または、これからの日本も欧米諸国のように女性の在学率が高くなっていくのであろうか。



「グローバル化するアジアの女性のキャリア形成と大学の役割」p50 より作成

図4 高等教育在学率

19) 同書 p49

20) 同書 p49

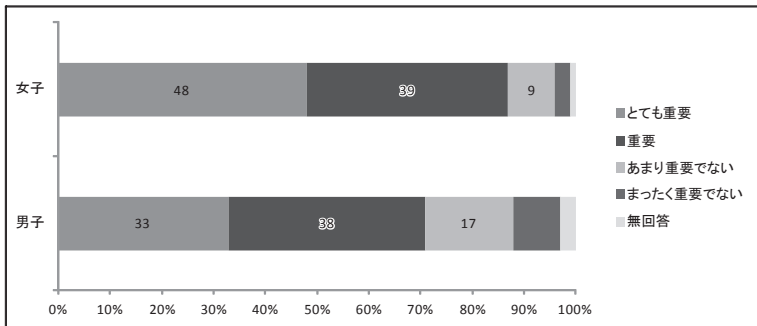
「仕事と家庭生活両方を優先したいと考えている女性にとって、その希望と現実には大きなギャップがあるようだ。例えば、20～29歳の女性の33.3%が仕事と家庭生活の両方を優先することを希望しているが、現実には17.6%のみがそのようなライフスタイルを確立している。30～39歳の女性では、34.5%が希望しているものの、現実に達成できているのは26.9%であった。」²¹⁾ 仕事と家庭生活の両立、これは、女性にとって産み・育てる役割と産業社会における交換価値あるものを生み出す役割との両立であるといつてよい。それは、男性の仕事と家庭生活の両立とは異なった次元で論じられなければならない。これには、男性の家庭生活への役割参加が大きなキーとして浮き上がってくるのである。

3 男の家事参加

「家庭での生活に必要な見解・知識・技能を学ぶ「家庭科」。小学校では戦後すぐの1947年から男女ともに学びましたが、中学・高校で男女がともに学ぶようになったのは中学では1993年から、高校では1994年からと最近のことです。その背景には、女性の社会進出とともに男性も家庭生活に関する技能を身につけることが求められるようになったことがあるでしょう。中学、高校の家庭科では、従来からある食生活、衣生活、住生活などで調理、衣服の手入れ、住居の手入れや住まい方などを学ぶほか、「生きる力」を掲げた新学習指導要領では、「家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識させることができるように内容の充実を図った」とあり、家事や育児に男女ともに関わることを目指す内容となっています。1994年に中学生、高校生だった人はちょうど今、30代、家庭科教育を受け、家事や育児に抵抗のない世代の男性が今、父親となり、

21) 同書 p49

カジメンやイクメンになっているのではないのでしょうか。持続可能な社会を築くために女性が社会に出て働き、働きながら子どもを産み育てることが求められています。その実現には、カジメン・イクメンの存在は不可欠であり、こうした意味でも家庭科教育の果たす役割は大きいといえます。」²²⁾ 男の家事参加、「男子厨房にいらず」という旧来の役割論から脱するには、長年の時間を要することがわかる。さらには、公の強制力が徐々に社会的雰囲気を変えていき、世代が変わるスピードに沿って変化していくものである。



「いまどき 30 代夫の家事参加の実態と意識」 p8 より作成

図 5 家庭科教育

「それまでの中高生は、男子が技術、女子が家庭科を別々に学んでいましたが、現在では、子育てや介護体験、日本の伝統文化などを、家庭科を通して学んでいます。国立教育政策研究所の調査によると、高校 3 年生の男子生徒の 7 割が「家庭科は将来生きていく上で重要」と答えています。これは、男女共修となったこの 20 年で家庭科が浸透してきたこと、また社会の中での男女の役割意識が従来のように固定的には捉えられなくなったこ

22) 共働き家庭研究所 「いまどき 30 代夫の家事参加の実態と意識」 旭化成ホーム株式会社 2014 年 p10

との表れでしょう。1994年に中学生・高校生だった人は、ちょうど今30代を迎えています。男女共修時代の家庭科教育を受け、家事や育児に抵抗のない世代が今、新築住宅の購買層となっています。」²³⁾ だからと言って、旧来の役割意識が、まったくなくなってしまうという訳ではなさそうである。人々の意識や文化は長年の時間を要して徐々に変化していくものである。

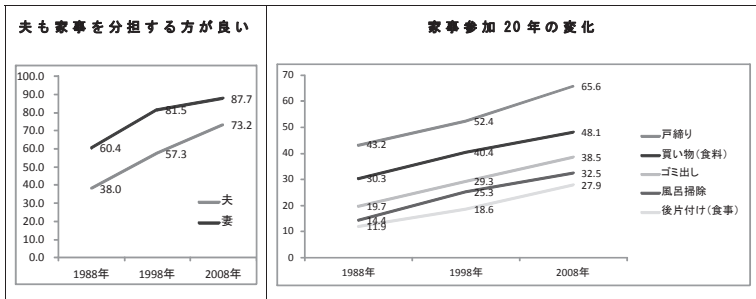
「共働き家族・専業主婦家族の25年前（1989年）と現在（2012年）を比較したところ、最も変わったのは、夫です。25年前に比べ、全体的に夫で家事をする人が増えましたが、中でもフルタイム共働き家族の夫は、調理・洗濯・掃除のどの分野でも、平日も家事をしていることが分かりました。彼らは、かつてのような妻に頼まれてやるような受け身の「家事参加」というではなく、自ら積極的に臨む「家事関与」です。その背景には、楽しみながら、かつ家事をする父親の姿が子どもの良い影響を与えるという意識があり、夫自身が家事を前向きに捉えているからだと考えられます。20年間で夫の家事・育児への参加意識は大きく変化しました。グラフによると「夫も家事を分担するほうがよい」と回答する夫が、1988年には38.0%だったものが2008年には73.2%となっており、20年間で35.2ポイント増と2倍近くまで上昇しました。しかし、その一方、妻の値をみると常に夫を上回る数値となっています。表によると、「ふとんの上げ下ろし」以外の全ての項目でプラス（+）となっており、夫の家事への参加率は高まっているといえます。夫の頑張りには分かるものの、妻からすれば「もっとやって欲しい」というのが本音のようです。」²⁴⁾ 男の家事参加が役割分担という参加の仕方から、徐々に家事ができるということが、人としての必要なスキル・技術であること、食、すなわち、食べるという行為は男女にかわりなく行われる行為であり、その、食の準備をすること、準備する能力

23) 同書 p8

24) 同書 p12

は当然すべての人間が持つべきスキルであると男は考え始めているのである。しかし、今まで歴史的にそれを担ってきた女の側からするとまだまだ自立の域に達していないのである。

「夫の調理への参加は、フルタイム共働き家族、専業主婦家族ともに増加しているといえます。特に、朝食、夕食ともに、「後片付け」への参加がフルタイム家族では平日、休日ともに約50%と高くなっています。また、注目なのは「朝食のしたく」。フルタイム共働き家族では、1989年には5.8%だったものが2012年には平日でも25.9%に増えています。忙しい朝は猫の手も借りたいところ。夕食の支度には帰宅が間に合わない男性も、メニューが手軽なこともあり朝食の支度には参加しやすいのではないのでしょうか。なお、フルタイム共働き家族の場合、働き盛りの夫が夕食のしたくを平日にするのは厳しいですが、休日には4人に1人がしています。週末の家族の楽しみとして、夫の手料理を楽しみにしている妻や子どもの話が、フリーアンサーでも多数みられます。」²⁵⁾ 男の家事参加は、男の働き方、また、女の働き方が大きくかかわっている。社会における企業雇用の形態、

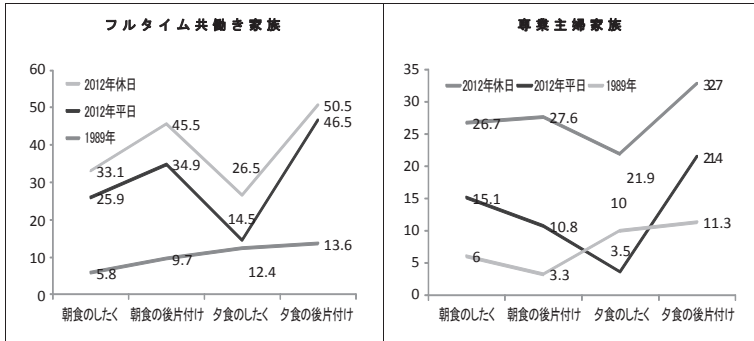


「いまだき 30代夫の家事参加の実態と意識」p12より作成

図6 夫の家事参加

25) 同書 p13

すなわち、どちらか一方が大きく働き、特に男が大きく働くという一般的な働き方が続くかぎり、男女が人として持つべき、家事参加の姿は実現しないのではないだろうか。



「いまどき30代夫の家事参加の実態と意識」p13より作成
図7 夫の家事関与

「この25年で、夫の育児の内容にも変化が見られます。すなわち、昔は「大変な育児」（保育園の送り迎え、子どもが病気になった時に仕事を休むなど）まで担う夫は、フルタイム共働きであっても少数派でしたが、今はそこへの夫の関与が進んでいることから、ここに現代の新たな夫婦像が見えてきます。また、昔も今も「楽しい育児」（「子どもの遊び相手になる」「子どもをお風呂に入れる」など）に関わる夫が多いですが、さらに「おむつ、を替える」「寝かしつける」をする夫も増え、夫の育児をする範囲は拡大しています。従って、「イクメン」が一時のブームではなく、定着していることがデータから読み取れ、意識面・実態面ともに子どもとの関わりを大事にしている様子が浮かび上がっています。」²⁶⁾ 男の子育てへの参加も、変

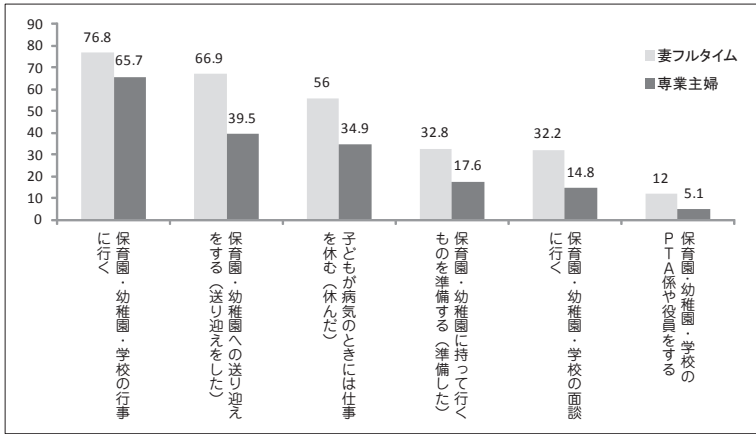
26) 同書 p16

化が起きており、家事への参加を楽しむということの一つの選択肢となっている。従来からある、少数派の主張「男は女に家事を押し付けているのではなく、家事や子育ての楽しみを奪われているのである。」、男子厨房にいらず、このような役割論から現代の男性が解放されつつある姿ともいえる。「ところが、2012年の妻がフルタイムで働く夫になると「保育園・幼稚園・学校への送り迎えをする」は7割近く、「子どもが病気のときには仕事を休む」は6割近く、「保育園・幼稚園・学校の面談に行く」でも3割以上が実行しています。25年前とくらべ、いまどきの共働き家族の夫は、楽しく関わられる育児だけでなく、午前休や午後休あるいは有給を使うなど、仕事の調整が必要となるような育児にも関わり家族の生活を支えているといえます。このようなことから、妻だけでなく夫も一緒に幅広く育児に関わる、現代の夫婦像が見えてきます。」²⁷⁾と現代の男性は旧来の社会役割分担の男（おとこ）から自らの世話（食事・洗濯・入浴など自身のケア）は自ら行える人へ、そして、生物（ヒューマン）として次世代の世話（育児・食事・入浴などの子供のケア）ができる、人としての役割が果たせるように変わりつつあると考えることができる。

「全国家庭動向調査によると、夫の育児は第2回（1998年）にくらべ第3回（2003年）で遂行率が高まっているといえます。「遊び相手」のポイントは、妻の就業形態によらず80%を超えて高くなっていますが、次にポイントが高いのが、「風呂に入れる」となっており、特に妻がフルタイムで働いている（常勤）の場合、「風呂に入れる」の項目で第3回（2003年）79.3%で過半数の家庭で夫が担当している育児といえます。」²⁸⁾ 私たちの社会は、役割分担の時代から、共同参画の時代へと、大きく変化しているのである。特に、人（ヒューマン）として、必要な、生きるため、子孫を育てるためのスキルの面において、大きく変化しつつある。

27) 同書 p17

28) 同書 p18



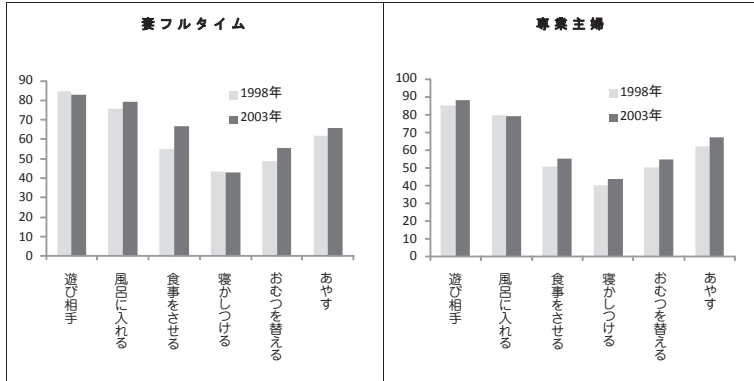
「いまどき30代夫の家事参加の実態と意識」p17より作成

図8 夫の育児参加

「25年前と現在の夫では、育児への関わり方として、増加しているのは「おむつを取り替える」「寝かしつけをする」です。妻がフルタイムで働く夫を見ると、「おむつを取り替える」は58.7%ですが、2012年では88.9%に増えています。また、「寝かしつけをする」も、25年前は47.4%と半数程度に留まっていますが、2012年では74.7%になっており、寝かしつけをしている夫が確実に増えています。1991年調査も、回答者の多くは末子が未就学児のライフステージであり、2012年調査回答者のライフステージと共通ですが、まだまだ夫の育児関与は部分的な時代であったことが分かります。なお、1991年調査では「着替えを手伝う」という項目はありませんでしたが、上記のようなライフステージの違いから、既に親の手を離れているので、妻がフルタイムで働く夫が関わることはなかったと推察されます」²⁹⁾ これから、男の家庭生活への参画を増えてくる一方で、女の社会へ

29) 同書 p19

の参画が、促進され・要求されてくるであろう。



「いまどき 30 代夫の家事参加の実態と意識」p18 より作成

図 9 夫の育児遂行

第 2 章 男女共同参画社会

1 男女共同参画社会基本法

第 1 条において「この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」³⁰⁾ 男性・女性の豊かで活力ある社会への共同の参画に関して、国や地方自治体の役割と責務について指定した。さらに第 3 条において「男女共同参画社会の

30) 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。³¹⁾ 男と女の性差にかかわらず、人（ヒューマン）としてその尊厳が守られ、人としてその能力が社会で実現・発揮できるようすることを規定した。また第4条において「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」³²⁾ 男である、とか、女であるとかにかかわらず、旧来の社会的価値観のとられることなく、男女が中立的に社会へ参画できるよう規定している。第6条において「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。」³³⁾ 家庭生活においても、男や女ではなく、人として日常の生活を支えあう仲間として、次世代を育み・互いに支えあう親として、役割を果たすことができるよう規定した。

2 男女共同参画ビジョン

男女共同参画ビジョン－21世紀の新たな価値の創造－において「人権は人類が共有する普遍的価値であり、男女共同参画社会の根底を成す基本的

31) 同法

32) 同法

33) 同法

理念である。すべての施策は、男女の人権があらゆる場において平等に尊重され、公平に実現されることにより、個々の人生が可能な限り豊かに全うできることに結びつかなければならない。そして、このことをすべての国で実現していくためには、世界の平和が保たれていることが極めて重要な前提である。我が国において、男女平等は、法の下での平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置付けられているが、これを社会に深く根づかせ事実上の平等を達成するにはいまだ至っていない。そのため、男女共同参画社会の実現に向けて必要とされる女性問題の解決を念頭に置きつつ、それらと表裏の関係にある男性の諸問題も視野に入れ、あらためて次の5つの目標を提示する。³⁴⁾ 男女の共同参画社会が実現するためには、世界が平和であり、人権が尊重され、男女が平等でなければならない。それらを実現するために、5つの目標を掲げた。

ア、人権の確立

イ、政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟

ウ、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化

エ、新たな価値の創造

オ、地球社会への貢献

「女性と男性が、社会のあらゆる分野において共同参画することは、人権の確立という理念から要請されるところであり、その実現は本来いかなる経済・社会状況にあっても、優先されるべき課題である。男女共同参画はそうしたものとして、歴史の流れの中に確実に進展してきたともいえよう。しかし、環境や資源の制約が明らかに強まる21世紀を迎えるに当たって、男女共同参画の進展が経済・社会の動向に与えるインパクトを軽視すべきではないし、また、経済・社会の在り方とその変化が男女共同参画社会の

34) 総理府男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」平成8年7月30日 p299

実現を必要とするという側面にも注目すべきである。男女共同参画社会の実現が比較的容易に達成されるか、困難を極めるかは、経済・社会の様々な環境によって大きく影響を受ける。したがって、経済・社会環境の現状とその変化の方向、さらに関連する政策全般を視野に入れて、実現への取組を進めていくことが不可欠である。来るべき21世紀に向けて、我が国の経済・社会環境に生じる主要な変化としては、人口構成における少子、高齢化、経済活動の成熟化と国際化、企業や国民生活の情報化等の加速的な進展が考えられる。これらの変化は、社会のあらゆる分野における男女共同参画を必要不可欠なものとしているとともに、それらが家族形態や地域社会の変化と相まって、男女共同参画社会の実現の大きな促進要因になる側面を有している。他方、今日、我が国においては、女性の人権は法制度上はおおむね確立しているものの、実質的にはいまだ十分に保障されているとはいえない。しかも、経済・社会環境の変化は、女性の人権の保障を一層危うくし、個人のレベルのみならず、国民経済的な損失を生み出しかねない側面をも持っている。これらのマイナス面をできる限り抑制し、前述のプラス面を生かしていくことによって、男女共同参画社会の円滑な実現が図られるであろう。そのための諸施策は、男性にも少なからぬメリットをもたらすとともに、今後目指すべき活力ある福祉社会の建設にも不可欠のものである。³⁵⁾男女共同参画社会は、経済・社会環境に大きく左右される。女性の人権は法制度として確立されつつあるが、経済・社会環境の変化が、女性の人権を危うくするかもしれないことを注視しておく必要がある。でなければ、これからの21世紀の我が国の経済・社会の損失をもたらすかもしれない。「社会の様々な制度・慣行の中には、元来女性と男性の固定的な役割分担を前提とするものや、それ自体は明示的に性別による区別を設けていない場合でも、女性と男性の置かれている立場の違いや固定

35) 同報告 p230

的な性別役割分担意識などを反映して、実質的には女性と男性に中立的に機能しないものが少なくない。さらに、こうした制度・慣行を通じて、人々の意識に固定的な性別役割分担の考え方が形成されている面がある。このような制度・慣行は、それが形成された当時の女性と男性の役割分担を基にし、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方を残している結果、性別による偏りにつながっているものが多い。21世紀を間近に控えている現在、家庭や職場のみならず社会のあらゆる分野に女性と男性が対等な構成員として共同して参画するための条件を今から整備しておかなければならない。そのため、女性と男性の固定的な役割分担を前提とした制度・慣行を男女平等の視点に立って見直すことはもとより、様々な制度・慣行の中に残されている世帯単位の考え方を個人単位にあらため、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くような社会の枠組みを確立していくことが必要である。」³⁶⁾ 男性・女性の役割分担を前提とする制度や慣行が、男女共同参画社会の実現には困難をもたらしている。21世紀における男女共同参画社会を確立するためには、このような役割分担的の制度や慣行から脱し、中立的に機能させなければならない。「家庭で行われる育児や介護、地域におけるボランティア活動などの家庭や地域社会における活動は、人間の生命や生活の維持・再生産に直接係わるものである。これらの活動は、多くの場合、報酬を得ることを目的としていない。しかし、これらの活動は、それが行われなければ公共のサービス等によって代替されなければならないという点で、多くの経済的価値を持つ社会的機能と考えられる。本来、これらの活動は女性と男性が対等に分かち合い、あるいは、社会全体で担っていくべきものである。また、農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の労働は、目に見える形で評価されることが少ないが、同様の仕事を雇用労働者が行うとすれば当然賃金が支払わ

36) 同報告 p293

れるものであり、家族従業者と雇用労働者の経済的な貢献は何ら変わるものではない。このような労働に対しては女性であっても男性であっても適切な経済的評価が与えられなければならない。これらの活動はいわゆる無償労働（アンペイドワーク）として、先進国、開発途上国を問わず女性によって多く担われているが、賃金や報酬を伴わず数量的に把握することが困難なことから、女性の貢献が目に見える形で表示されることは少ない。無償労働を数量的に把握することは、これらの活動の重要性に対する社会や男性の認識を高め、男性の積極的な参画を促進する。同時に、そのことは、女性の果たしている役割に対する過少な評価や、報酬を伴う有償の労働を中心に構築された社会の枠組みを改めることにもつながるものであり、女性と男性の責任分担、貢献に見合った成果の配分の改善に寄与する。また、2で述べる労働時間の短縮や男女の賃金格差の是正なども、女性と男性が共に無償労働にも有償労働にも携わることのできる条件整備として極めて重要である。」³⁷⁾ 育児や介護、地域におけるボランティア活動などの無償労働に男も大いに参加し、その一方で、女性は報酬を伴う有償の労働を中心に構築された社会に参加する。こうすることが、女性の社会や家庭、そして地域での貢献を浮き彫りにする。21世紀の男女共同参画社会では、有償労働と無償労働をバランス良く担える社会制度を構築する視点が必要となってくる。

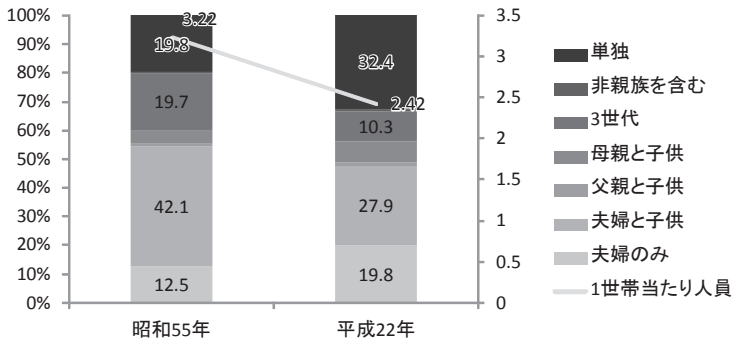
3 男女共同参画社会の形成の状況

平成26年版男女共同参画白書では「世帯の家族類型別構成割合について昭和55年から平成22年の変化を見ると、「夫婦と子供」から成る世帯及び「3世代等」の世帯の割合が低下し、「単独」世帯及び「夫婦のみ」の世帯が増加している。また、1世帯当たり人員は昭和55年の3.22人から平成

37) 同報告 p294

22年の2.42人へと減少している。この傾向は今後も続き、2035（平成47）年には1世帯当たり人員は2.20人まで減少し、単独世帯の割合は37.2%まで増加する見通しである。30歳代以上の男女における「単独」世帯数や、ひとり親と子供の世帯（「女親と子供」及び「男親と子供」の合計）の割合が増加するなど、もはや、特定の家族類型をもって標準的な家族構成とすることができない状況になってきている。」³⁸⁾ これからの家族構成を考えると、「家族が支えあう」を標準に、男女共同参画社会の形成がなされるのではなく、個々の個人や小規模な家族構成の集団が、社会的なかかわりを通じて、「社会全体で支えあう」ことを前提に男女共同参画社会を形成していくものと考えなければならない。

「独身に利点があると感じている独身者の割合は、男性で80%台前半、女性で80%台後半と、昭和62年以降いずれも高い水準で推移している。独身の利点としては、男女とも「行動や生き方が自由」が最も多く挙げられている。結婚に利点があると感じている独身者男性は、62年以降60%台で



平成26年版男女共同参画白書より作成

図10 家族類型の推移

38) 総理府「平成26年版男女共同参画白書」平成26年 p1

微減傾向にある一方、独身者女性は70%前後で横ばいが続いた後、平成17年以降は微増に転じている。結婚することの利点としては、男女とも「子どもや家族をもてる」ことを挙げる割合が上昇しているほか、女性では「経済的余裕がもてる」ことも上昇している。独身者女性において、結婚に利点を感じる者の割合が増加するとともに、配偶者に対する経済的な期待が強まっていることがうかがわれる。³⁹⁾ 結婚・独身に関しても、人として結婚し・次の世代を育む、そんな考えは薄くなっている。結婚・独身、どちらを選ぶかは、経済的理由や生活の自由がその要因に大きくかかわってきている。「年間就業日数が200日以上の上業者の週間就業時間を見ると、週60時間以上就業している者の割合は、性別では、就業形態を問わず女性より男性の方が高い。また、就業形態別では、性別を問わず「自営業主」で最も高く、「非正規の職員・従業員」で最も低くなっている。年間就業日数が200日以上の上業者に占める週間就業時間が60時間以上の上業者の割合は、昭和62年の男性20.0%、女性9.9%から、平成24年には男性16.8%、女性6.1%と、男女とも大きく低下している。しかし、男女それぞれについて就業形態別に推移を見ると、長期的な減少傾向は特定することができない。このことより、年間就業日数が200日以上の上業者に占める週間就業時間が60時間以上の上業者の割合が昭和62年以降長期的に低下している一因として、雇用者に占める「非正規の職員・従業員」の割合の上昇が影響していることが考えられる。⁴⁰⁾ 男女ともに、非正規・アルバイトなど不安定な雇用環境にあるものが多い。言い換えれば、雇用関係において社会構造に変化が起きており、極端な言い方をすれば、経済社会は不安定な雇用で支えられているといえるのである。「有業・有配偶の男女の「仕事時間」(週全体平均)については、男女とも平成13年から23年にかけて仕事に従事した者の割合(行動者率)が低下した一方で、就業した者が仕事に

39) 同白書 p2

40) 同白書 p3

従事した1日当たりの平均時間（行動者平均時間）は伸びており、23年における男性の1日当たりの行動者平均時間は536分、女性は390分となっている。13年、23年ともに行動者率、行動者平均時間とも男性が女性を上回っている。また、家事関連活動（「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」）に従事した者の1日当たりの平均従事時間（行動者平均時間）は、有業・有配偶の男女とも平成13年から23年にかけて増加しており、23年における行動者平均時間は、男性が358分、女性が530分となっている。男性の家事活動に従事した者の割合（行動者率）の女性比は、全ての活動について13年から23年にかけて増加しているが、行動者平均時間の女性比はほぼ横ばいとなっている。⁴¹⁾ 婚姻中であり、フルタイムで働いている男女ともに「仕事時間」が低下傾向にあり、家事関連活動の時間は増加している。男女ともに、社会的傾向として、仕事から家庭活動へと時間の配分が増加しているといえる。ただ、その男女における配分は、決して男性が増えているわけではなく、家事は多くが女性によってこなされている。「男性の育児休業取得率は、長期的には増加傾向にあるものの、平成24年度において1.89%にとどまっている。6歳未満の子供がいる世帯における有業の夫の、短時間勤務制度や企業独自の制度を含む育児休業等制度の利用状況を見ると、平成24年における利用者は10.6%となっている。利用者の妻の48.7%は無業者である。また、妻が有業で育児休業等制度を利用していない割合は、男性の育児休業等制度利用者の妻全体の12.2%となっている。⁴²⁾ まだまだ、男性が育児のために、育児休業など制度を利用して、長期的な子育てのための時間をとることは多くない。有業の男性にとって、仕事と育児の選択において、育児を選択するのはなかなか難しいようである。本当に男性がジェンダーから解放されているとは言えない。「平成22年における要介護者10万人に対する同居の介護看護者数を見ると、

41) 同白書 p5

42) 同白書 p5

男女とも 50 歳代から 70 歳代にかけて人数が多くなるとともに、男女の差も大きくなっている。介護・看護を理由とした離職者数は、年によって変動が見られるものの、男性に比べて女性が大幅に多い傾向が続いている。男女とも、就業しながらの介護・看護、あるいは将来的な就業復帰を希望する割合が高い。⁴³⁾ 中高年になるにつれて、介護の問題も抱えるようになっている。ただ、介護・看護の必要から、会社を辞めるのは女性に多くなっており、ここでも、男性の仕事の優先度は高く、女性のは低い。「有業者の「仕事時間」を配偶関係別に見ると、仕事に従事した者の割合（行動者率）及び従事者の 1 日当たりの平均従事時間（行動者平均時間）とも、配偶関係にかかわらず男性の方が高く（長く）なっている。未婚の男女を「家事」について見ると、活動従事者の割合（行動者率）では男女差が大きいが、活動従事者の 1 日当たりの平均従事時間（行動者平均時間）はほぼ同水準となっている。「自由時間」については、活動に従事した者の割合（行動者率）は、性別、配偶関係による大きな差は見られないが、従事者の 1 日当たりの平均従事時間（行動者平均時間）では、おおむね男性が女性より 30 分程度長くなっている。⁴⁴⁾ 「仕事時間」は男の方が多く、「家事」に携わるのは未婚であっても、女性がやはり主である。ただ、その時間数では、男女の差があまりなく、男性が家事ができない、ということでもないようである。「非正規の職員・従業員が現職に就いている主な理由として、男性では、「正規の職員・従業員の仕事がないから」（30.6%）が最も多く挙げられている一方、女性では、最も多く挙げられている理由は「家計の補助・学費等を得たいから」（26.8%）であり、「正規の職員・従業員の仕事がないから」は 13.3% で 4 番目となっている。女性が、柔軟な働き方といった非正規の職員・従業員の利点に注目している割合が高いのに対して、男性には、正規の職員・従業員を標準的な雇用形態として捉える傾向があ

43) 同白書 p6

44) 同白書 p6

ることがうかがわれる。」⁴⁵⁾ 男性にとって、フルタイムで「仕事」をすることは、人生において当然のことであり、女性にとっては、決してフルタイムで「仕事」をすることが当然である必要はない。男性が社会的な「当たり前」にまだまだ縛られているとあってよい。「女性の就業に関する意識は、おおむね男性よりも女性の方が肯定的であり、到達した教育段階が高いほど、また年齢階級が若いほど肯定的な傾向が見られる。ただし、男女を教育段階別に見ると、40歳代から60歳代の「大学卒」（高専、短大、大学院卒を含む）の男性と「高等学校卒」（中学校卒を含む）の女性では、ほぼ同水準か、あるいは「高等学校卒」の女性の方が否定的な傾向を示している。」⁴⁶⁾ 女性の職業意識（女性が職業についての方が良い）は、若いほど高く、また、学歴が高いほど、女性が働くことはいいことだと思っている傾向にあるとあってよい。「（結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守る）という考え方に対する独身者男女の賛成者の割合の世代別特徴を見ると、教育段階を問わず、男性の方が世代による差異が大きく、若い世代ほど賛成者の割合がおおむね低くなっている。昭和53年以降生まれの中学校・高校卒業者の男女及び大学卒業者の男性では、賛成者の割合はほぼ同じ水準になっている。大学卒業者の女性では、これらに比べて賛成者の割合は低い。38年以降生まれの世代は37年以前生まれの世代と比べて賛成者の割合が高くなっている。全般として、若い世代ほど、男女の差が縮小していることがうかがわれる。」⁴⁷⁾ 結婚後は男は外、女は家庭という考え方について若い世代ほどこの考え方にとらわれていない。「家庭科」教育の影響が表れているとあってよい。「仕事と生活の調和に関する希望と現実について平成19年から24年の推移を見ると、男女とも傾向に大きな変化は見られない。男女とも、現実に「仕事」が優先の生活になっている者の割合が、「仕

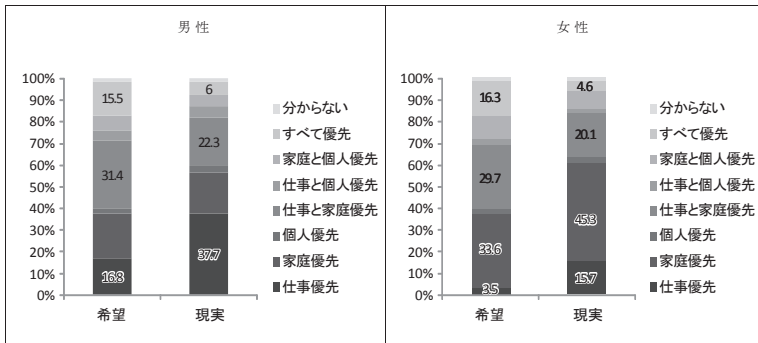
45) 同白書 p10

46) 同白書 p12

47) 同白書 p13

事」を優先したいと考える者を上回っている。また、男女とも、「仕事と家庭生活をともに優先」及び「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」について、現実の割合が希望を下回っている。一方、「家庭生活を優先」については、男性は現実が希望を若干下回っているのに対して、女性は、希望する割合が男性より大幅に高く、かつ、現実の割合が希望を大きく上回っている」⁴⁸⁾ 男女とも家庭生活や地域・個人の生活を重要と考えているが、現実にはそうはうまくいかず、仕事を優先させざるを得ない状況にある。ワークライフバランス推進において、女性の方が男性より希望は大きい。このことから言えることは、男性のワークライフバランス推進に関する啓蒙が必要であるということである。

「平成9年、共働き世帯数が男性雇用者の夫と無業の妻世帯数を上回り、現在も増加し続けている。このような性別分業スタイルの非主流化には、女性の就業や性別役割分担に関する男女の意識の変化とともに、男性の就業を取り巻く状況の変化が大きく影響していると考えられる。第一に、終



平成26年版男女共同参画白書より作成

図11 仕事と生活の調和に関する希望と現実（平成24年）

48) 同白書 p13

身雇用が男性の就業における暗黙の前提として考えにくくなりつつあることが指摘できる。59歳以下の男性就業者の平均勤続年数は減少している。また、建設業、製造業といった従来の主力産業において、男性の就業者数が大きく減少し、転職者が増えてきているものの、成長産業への労働力人口の移動は、女性と比べると鈍い状況である。雇用形態でも変化が生じており、男性の非正規雇用者が増加を続けている。第二に、男性の賃金の減少傾向が挙げられる。雇用形態及び到達した教育段階にかかわらず平均所定内給与額が減少傾向にある。男性雇用者が一人で家計を支えることは、以前と比べて難しくなりつつあると考えられる。男性の就業者に占める管理的職業従事者の割合は大きく減少しており、昇進による昇給が以前より期待しにくい状況となっている。このように、安定した終身雇用及び昇給という従来の雇用形態を暗黙の了解と考えることは難しくなっており、経済的な理由から女性が就業するというケースが、今後も増えていく可能性が考えられる。⁴⁹⁾ 男女ともに雇用環境は大きく変化しており、男性の雇用も必ずしも一生その企業に勤める終身雇用が標準ではなくなってきている。一方の女性は経済的・社会環境的な変化とともに、ますます、雇用の現場に進出する機会が増えている。このような、社会的事情や社会的意識の変化は、ワークライフバランスの推進にとっては好機であるといえる。「男性の長時間労働や家事関連活動との関わり方に、劇的な変化は見られない。年間就業日数が200日以上 of 男性の労働時間に顕著かつ持続的な減少傾向は見られず、男性の家事関連活動は、以前と比べて拡大しているものの、全般として女性より低い水準が続いている。また、男性の育児休業等制度の利用者も大きくは増加していない。ただし、有配偶の正規雇用者の女性において、夫が育児を手伝わないことが理想の子ども数を持たない理由であると考える割合が低下している。こうしたこと of 背景には、主たる稼ぎ

49) 同白書 p15

手としての男性の意識があると考えられる。男性非正規雇用者が、非正規雇用を選んだ理由として「正規の職員・従業員の仕事がないから」を挙げる割合が高いことから、男性に正規雇用が標準的な雇用形態と考える傾向があると考えられる。一方で、必ずしも男性が現状に満足しているわけではないこともうかがわれる。現状として仕事を優先している男性は、仕事を優先させたいと希望する男性の倍以上に達しており、現状として仕事と家庭生活をともに優先している男性は、ともに優先したいと希望する男性の3分の2にとどまっている。個人の意識だけではなく、企業や組織の労働慣行や経営・人事に関する方針が見直されなければ、男性の仕事と生活の調和に関する現実と理想の乖離を埋めることは難しいと考えられる。⁵⁰⁾しかしながら、男性の家事活動への意識は少しずつ高まっているものの、まだまだ低い状態にある。家庭における主な稼ぎ手は、やはり男であると考えられる男性が依然と多い。このような事から、ワークライフバランス推進において、男性の意識の変革とそのような社会環境・企業環境の熟成が必要となっている。「男性の働き方や家事関連活動に関する女性の意識もまた、重要な決定要素である。独身女性の間で、結婚に経済的な利点を感じる割合が上昇している。また、大学卒の昭和38年以降生まれ世代の独身女性は、37年以前生まれ世代と比べて性別役割分担を肯定する割合が高くなっている。仕事と生活の調和については、女性の3分の1が家庭生活を優先したいと考えている。さらに、専業主婦の幸福度は、正規雇用者の有配偶女性と比べて高く、世帯収入が高いほど女性の幸福度は高い。このように、男性だけでなく、女性にも男性を主たる稼ぎ手として考える傾向があることがうかがわれる。」⁵¹⁾さらには、女性においても家事活動は、やはり女性が中心的である、またそうありたいという考えは依然と存在している。ワークライフバランス推進において、女性の意識の変革も重要な要素であ

50) 同白書 p16

51) 同白書 p16

るという事ができる。

第3章 ワークライフバランス

1 産業社会における男女の役割

産業社会は、同一労働・同一賃金といわれるように、構造的に同一の成果に対して、同一の評価を与えるのが前提であるが、現実には、民意を代表すべき国政選挙における、国会議員の選挙候補者と当選者の男女の比率には大きな格差がある状態であり、行政にかかわる管理職、司法にかかわる裁判官・検察官・弁護士、民間企業の管理職においても大きな格差がある状態である。産業社会における男女間の格差は、産業社会の形成、すなわち、子供たちや家族が自給するために作られていた作物が、産業社会の交換価値ある生産物である作物へと変化する中で形成されたといえる。産業社会は、交換価値ある生産物の生産に従事している男性の役割に多くの評価を与え、交換価値として評価されにくい家事労働の大半を担っている女性の役割を低く見てきたのである。それは、産業社会化が進むにつれて、産業社会を支えているのが圧倒的に若年の女性であり、交換価値を持つ生産品を作りだしていたにもかかわらず、女性である・若年であるという事で、同一価値を生みだしている女性を男性よりも低く評価してきたのである。「繊維産業は時代の要請に応じて、主要輸出品として、近代工業化への政策を成功させ、日本の産業革命において先導的役割を果たした。一方で大きな健康災害を経験した。健康災害分析では女工結核患者の死亡率は一般の2.2倍という高さであるとしている。相関分析結果から繊維産業の結核による死亡率の高さは繊維産業独特のものであると推定している。また、それは時系列上に断片的に存在する事実と符合すると推論している。最後に、この災害による死亡者を43,360人（女工35,810人）と算出し

た。」⁵²⁾ このような多大な犠牲を払いながら、「日露戦争直前には2,700万円程度であったものが、明治40年には3,000万円、42年には3,500万円、44年には4,500万円となり、日本は綿関係において世界の重要な輸出国となった。」⁵³⁾ ののである。女工たちの産業社会への貢献にも関わらず、「紡績工場の採用条件は、13、4歳以上体格壮健、身元引受人のあるもの、義務教育終了者が採用の対象であった。しかし、現実には義務教育すら受けなかったものが多く、文字を読めない者が全体の48.8%に達しており、その業務は未熟練の未成年女工に依存していたと言える」⁵⁴⁾ のである。彼女たちの多くは若年の貧農出身者であり、賃金は「100円女工」など特別な一部の女性を除いて、農家女子の日雇い農作業者とほぼ同一であり、日雇い人夫の下位におかれていた。さらに進んで、女性としての産む性であるという役割までもが、産業社会における評価のマイナス要因として働いているのである。日本における労働生産人口（15～64歳の人口）は、ピーク時の1995年には8,717万人で、2014年の現在においては7,682万人となっており、2065年ころには4,113万人になると予想されている（「日本の財政関係資料」平成26年10月財務省）。このような、近年の少子高齢化に伴う生産年齢人口の相対的な減少状況から、女子力・女性力・女性の力の発揮が聞かれるようになった。かつては、「大学へ進学させるなら男子、男子は4大、女子は短大」という時代があったが、今や「女子大生亡国論」を唱えた人々までが「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながる。（「すべての女性が輝く社会づくり本部」平成27年6月）と言いだした。15～64歳における生産年齢人口に占

52) 李義昭「日本の近代化と障害者」 晃洋書房 2013年 p vii

53) 同書 p55

54) 同書 p59

める女性の人口は3,930万人で、就業者および完全失業者の合計である労働力人口は2,554万人である。この差である1,370万人ほどの女性は貴重な日本の労働力資源であると言える（「働く女性の実情」平成25年厚生労働省）。平成24年12月に発足した第2次安倍内閣は「すべての女性が輝く社会」の実現を政府の最重要政策の一つとして取組を進めてきた。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（平成28年3月施行）の第2条で「女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。」とし、以下の取り組みを進めるとしている。

- 国家公務員「女性職員登用加速化重点項目」の設定・推進
- 女性活躍推進法案の成立を受け、国・地方・企業の取組の促進と女性の活躍状況に関する「見える化」の推進
- 女性管理職の中途採用を促進するための労働法令の解釈・運用の見直し
- 有価証券報告書における女性役員情報の集約とその「見える化」の推進
- 法科大学院への公的支援の枠組みにおいて、女性法曹輩出のための取組を推進
- 教頭・校長等への昇任を希望する教員が参加する各種研修等への女性枠の設定
- 学内保育所の設置など、大学教員や大学生等向けの保育サービスの整備の促進
- 農協改革関連法案において、役員等の性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨を規定

（女性活躍加速のための重点方針2015）

このような産業社会における女性の活躍を推進するための取り組みが、着実に実行され結実するのであれば、産業社会における女性の役割は大きく増大するであろう。女性の産業社会への進出は進み、男性並みの労働力人口になることが可能であるかもしてない。しかし、ここで私たちが心に留めておかなければならない課題は、①女性は元来生物として、産む性であり、子供たちを育む性である事である。この女性の特性に関して、産業社会はどのように配慮するのが肝要である。②男女ともに社会進出が進んだ社会において、その時代の子供たちの教育や育成への配慮である。はたして、生物としての愛情を豊かに受けて子供たちは、大人へと成長するであろうか、その疑問への配慮が必要であると考えられる。

2 家庭における男女の役割

男女が家庭での生活に必要な見解・知識・技能を学ぶ「家庭科」の始まりは、小学校では1947年戦後すぐ、中学が1993年、高校が1994年からである。その背景には、女性の社会進出とともに男性も家庭生活の技能を身につけることが求められるようになったからである。家庭科では、従来からある食生活、衣生活、住生活などで調理、衣服の手入れ、住居の手入れや住まい方などを学ぶ。特に「生きる力」を掲げた現行学習指導要領（平成23年）では、家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させ、家事や育児に男女ともに関わることを目指す内容となった。中高生に「家庭科」教育の始まった時代の子供たちが今や30代である。家庭科教育を受け、家事や育児に抵抗のない世代の男性が今や父親となり、「カジメンやイクメン」になっているのである。男の家事参加、「男子厨房にいらす」という旧来の役割論から脱するには、気の長い教育の時間を要することがわかる。さらには、公の強制力も加わりながら徐々に社会的雰囲気を変えていき、世代が変わるスピードに沿って変化してい

くものである。男の家事参加が役割分担という参加の仕方から、徐々に家事ができるということが、人としての必要なスキル・技術であること、「食」、つなわち、食べるという行為は男女にかかわりなく行われる行為であり、その、食の準備をすること、準備する能力は、当然すべての人間が持つべきスキルであると男は考え始めているのではあると言える。一方で、男の家事参加は、産業社会における「男の働き方」、また、「女の働き方」に大きくかかわっている。産業社会における企業雇用の形態、すなわち、どちらか一方が大きく働き、特に男が大きく働くという一般的な働き方が続くかぎり、男女が人として持つべき、家事参加の姿は実現しないのではないだろうか。

一方、男の子育てへの参加にも、変化が起きており、家事への参加を楽しむということの一つの選択肢となっている。従来からある、少数派の主張「男は女に家事を押し付けているのではなく、家事や子育ての楽しみを奪われているのである。」、男子厨房にいらず、このような社会的・歴史的役割論から現代の男性が解放されつつあるのであるとも言える。現代の男性は旧来の社会役割分担の男（おとこ）から自らの世話（食事・洗濯・入浴など自身のケア）は自ら行える人へ、そして、生物（ヒューマン）として次世代の世話（育児・食事・入浴などの子供のケア）ができる、人としての役割が果たせるように変わりつつあるのである。

男女共同参画社会基本法は、女性の人としての尊厳が守られ、その能力が産業社会で実現・発揮できるようすることを規定する一方で、家庭生活においても、男や女ではなく、人として日常の生活を支えあう仲間として、次世代を育み・互いに支えあう生物の親として、特に、男がその役割を果たすことができるよう規定している。男性・女性の役割分担を前提とする産業社会の制度や慣行が、男女共同参画社会の実現に困難をもたらしている。21世紀における男女共同参画社会を確立するためには、このような役割分担的の制度や慣行から脱し、すべてに参加し・分担する役割として、中

立的に機能させなければならない。育児や介護、地域におけるボランティア活動などの無償労働に男も大いに参加し、その一方で、女性は報酬を伴う有償の労働を中心に構築された産業社会に参加する。こうすることが、女性の社会や家庭、そして地域での貢献を浮き彫りにするのである。21世紀の男女共同参画社会では、有償労働と無償労働をバランス良く担える社会制度を築き上げる視点が必要となってくる。また、これからの家族構成を考えると、「家族が支えあう」を標準に、男女共同参画社会の形成がなされるのではなく、個々の個人や小規模な家族構成の集団が、社会的なかわりを通じて、「社会全体で支えあう」ことを前提に男女共同参画社会を形成していくものと考えなければならない。現実はまだまだ、男性が育児のために、育児休業など制度を利用して、長期的な子育てのための時間をとることは多くない状況である。産業社会において職を持つ男性が、仕事と育児の選択において、育児を選択するのはなかなか困難なようである。現在の産業社会において本当に男性が旧来の役割論から解放されているとは言えない。さらに、人々は中高年になるにつれて、介護の問題も抱えるようになってきている。このような状況の下、介護・看護の必要から会社を辞めるのは女性が多くなっている。ここでも、産業社会における男性の仕事に対する優先度は高く、女性の優先度は低いように見える。男女とも家庭生活や地域・個人の生活を重要に考え・行動したいと思っているが、現実にはそうはうまくいかず、男性は仕事を優先させざるを得ない状況にあるのである。ワークライフバランス推進において、女性の希望は大きく膨らむ。このことから産業社会において、男性のワークライフバランス推進に関する啓蒙が必要であるということがいえる。男性の家事活動への意識は少しずつ高まっているものの、現実において男性の家事参加は、まだまだ低い状態にある。家庭における主な稼ぎ手は、やはり男であると考えられる男女が依然多い状況にある。このような事から、ワークライフバランス推進において、男女の意識の変革、特に男性の意識の変革とそのような社会環

境・企業環境の熟成が必要となってくるのである。一方で、女性においても家事活動は、やはり女性が中心的である、またそうありたいという考えは依然と存在している。ワークライフバランス推進において、女性の意識の変革も重要な要素になるという事が言える。

長年の「家庭科」教育は、家庭における役割についての考え方に変化をもたらしている。特に若い男性にとって、家事や育児への参加は、協力という形で家庭での役割を果たすことではなく、自立した人として自らの食を用意し、自らの子を育む行為としての家庭における役割を果たすという意味に意識の上では変化してきていると考えられる。このような意識で男性が家庭での役割を果たそうとするには、男性に対する産業社会の要求はあまりにも過酷である。産業社会のシステムは、まだまだ男性中心、すなわち産業社会における制度や慣行が男性中心に構築されているという事である。それは、産業社会が長年女性の役割を男性より低く見てきた結果でもある。近年の産業社会における、女性の活躍に期待する動きも、女性が産業社会に参入し、労働力として、また、納税者として、その役割を果たし易くするための政策に重点が置かれている。男性が人として家庭での役割を果たせるよう、家事や育児を自立した男性がこなせる、そのような配慮が政策の上で必要である。「家族で支えあう」とは、経済的にも生活のスキルの上でも自立した男と女が支えあうという事でなければならない。

3 ワークライフバランス

「我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。仕事と生活の調

和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。」(平成19年仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章)とうたった。また、2015年8月成立の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、その基本原則として第2条「①女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。②女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、相互の協力の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境を整備することにより、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。③女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。」とした。

女性の発想力は、男性を中心とする産業社会の企業活動、行政、地域社会等の現場に男女の多様な視点や創意工夫をもたらし、産業社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くする。それは、女性のだけでなく、

人々が暮らしやすい社会を創りだすことに役立つのである。さらには、この力を発揮して産業社会に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、未来に向かって持続可能な社会を実現することに貢献することとなる。

男性の家事参加は、すなはち、食事の用意、衣服の洗濯、入浴など心身のケアを自らに世話が行える人へ成長することであり、そして、人として子供を育み、教育し、食べ物を与え、入浴などの子供のケアを行うことは、次世代の世話がができる人へ成長することである。さらには、男子の視点が、家庭における日々の生活に反映されることは、子供の心の成長に資することとなり、豊かな家庭や社会を築いて行くために必要である。

職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立、すなはち、産業社会への参加と家事・家庭への参加が、男女ともに負担なく、人の生活の一部として成り立つことが肝要である。男であれ女であれ、産業社会における貢献に基づいて経済的に自立していること、そして、日々の生活の中で自身の手話や次世代の世話が行える、そんな自立（自律）した男女が、家庭生活において助け合い・支え合い、生き・成長していく社会の創設が必要である。そのために、私たちが用意すべき社会システムはどのようなものであろうか。

- ① 女性がそのキャリアや能力に応じて、産業社会に貢献し、正当な経済的対価を受けることができること。すなわち、女性が何かを達成できるであろう、その可能性である潜在能力⁵⁵⁾に従って、自らの意思で自由にその達成手段を選択でき、達成された成果を社会的にも経済的にも評価され、その成果を享受できることである。例えば、大学へ進学する・研究者になるであろう能力のある女性が、女性であるという事だけで、進学をあきらめることがないこと、そして、そこで身に着けた知識やキャリアが、生かされ、職業生活において正当に評価され、

55) Amartya Sen 「自由と経済開発」 日本経済新聞社

産む性であるという事だけで、キャリアが中断されることなく、継続でき、果実を受け取ることができる、社会に貢献しているという事が実感できることである。

- ② 男性が人として当然の権利として家事や育児に参加でき、産業社会からそのことによって不利な扱いを受けないこと、社会的・文化的にその行為が異端視されないことが必要である。すなわち、男性が自らの好み・やりたいことに基づいて、家庭に参加でき、能力を発揮し、スキルを磨くことができること。例えば、産む性・授乳する性ではないが、自らのケアも含め、伴侶の世話をし、子供の食事を整え、着替えをさせ、ともにお風呂に入る。「男子厨房に入らず」ではないが、そのような社会的・文化的風潮に影響されることなく、家庭においても・地域社会においても、産業社会と同じ比重で男が貢献できることである。産業社会における貢献や生産性のために、家庭生活への参加が、軽く・価値のないものと見られないことである。
- ③ 社会的・文化的に、男らしさ・女らしさ、男の職業・女の職業、男の役割・女の役割などが過度に強調されないこと、それぞれが人として自立（自律）していることである。すなわち、おとこの性・おんなの性が強調されないことであり、男の姿のおんなもおれば女の姿のおともいるという事に慣れることである。われわれの世界には、高齢者もいれば障害者もいる。老若男女、赤ちゃんに幼児、青年に壮年、外国人に日本人、肌の黒い・白い・黄色い・赤い様々な人々が存在する。女性の発想力・視点が産業社会を発展させるのと同じように、多様な人々の発想力と視点が、わたしたちの未来を開き、様々な課題を解決するのである。それぞれが、自立（自律）した個人として、お互いを支え合い・助け合っていることが必要なのである。男であれ、女であれ、我々の時間は産業社会への貢献と家庭生活への貢献に用いられなければならない。

最後に我々の最も大きな課題は、産む性である女性の役割を、如何に、この社会システムに、配慮し・組み込むかである。

おわりに

女性の発想力や能力を生かすことは、企業や社会・国家の繁栄に貢献し、男性を中心とする企業活動・行政・地域社会等の現場に男女の多様な視点や創意工夫をもたらし、社会の様々な課題を解決する人材を送り出すこととなる。男の家事参加は、家庭科教育を受け、「カジメンやイクメン」のごとく、「男子厨房にいらず」という旧来の男性の役割論から脱しつつある。また、男の子育てへの参加も、家事への参加を楽しむということの一つの選択肢となっており、変化が起きている。

このような変化の中で、男女の人権を尊重すること、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することをうたい、「男女共同参画社会基本法」が平成16年に成立している。平成27年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立も、このような社会経済情勢の変化の中にある。この変化の中で留意すべきは、次の三点である。

1. 女性はそのキャリアや能力に応じて、産業社会に貢献し、正当な経済的対価を受けることができること。
2. 男性が当然の権利として家事や育児に参加でき、そのことで産業社会から不利な扱いを受けないこと、社会的・文化的にその行為が異端視されないことである。
3. 社会的・文化的に、「らしさ」や「役割」が過度に強調されないこと、多様性を認め、それぞれが人として自立（自律）していることである。

参考文献

- 1, ヴァン・イリノイ 玉野井芳郎訳「ジェンダー」 岩波書店 2005年
- 2, 大口勇次郎ほか「ジェンダー史」 山川出版社 2014年
- 3, 石井クンツ昌子「グローバル化するアジアの女性のキャリア形成と大学の役割」 青山学院大学国際交流共同研究センター 2013年
- 4, 共働き家庭研究所「いまどき 30代夫の家事参加の実態と意識」 旭化成ホーム株式会社 2014年
- 5, 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）
- 6, 総理府男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」 平成8年7月30日
- 7, 総理府 「平成26年版男女共同参画白書」 平成26年
- 8, 李義昭 「日本の近代化と障害者」 晃洋書房 2013年
- 9, Amartya Sen 「自由と経済開発」 日本経済新聞社 2000年

